議　　第　１８４　号

令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表に次のように加える。

９８	新庁舎整備事業検証委員会	新庁舎整備事業に関する費用の妥当性、本市の財政への影響等について検証を行い、必要な事項を審議する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。